

事例 4

カナダ向けブドウ生果実の輸出に取り組む事業者

この事例は、2021 年度に輸出を計画したが、生産者等が検疫条件に対応できず、本事業が中心となり、カナダ検疫当局が公表している輸入検疫条件に合致した対応の再確認を我が国植物検疫当局に依頼し、無事 2022 年輸出が可能となった事例である。

【事業者の概要】

- ① 事業内容：生産者団体等との契約による買い付けた果物、市場で購入した果物の輸出を行っている。
- ② 主な輸出先国：タイ（イチゴ、カキ、ブドウ、モモ、サクランボ）、ベトナム（ナシ）等

【輸出に当たって事業者が抱える課題等】

カナダのバイヤーからブドウ生果実を販売したいので輸出して欲しいとの依頼があった。予約数量は過去のカナダ向けの輸出実績を遥かに超える、かなりの数量が予定された。

カナダ向けブドウ生果実の検疫条件によれば、栽培地検査の受検又は輸出時の消毒が必要とされており、栽培地検査を実施する方向で生産者団体と協議が行なわれた。一方、栽培地検査は全園地の検査が必要とされたが、生産者団体からは、当該園地数が 900 を超えることから全園地検査は現実的でなく、また選果場単位でないと栽培地検査を受けた果実の選果、こん包の管理が非常に困難と指摘された。

このような状況の中で、

- ① 植物防疫所が 900 を超える園地の栽培地検査を実施するのは非常に難しいこと、
- ② 仮に 900 の園地から少数の栽培者、園地に絞り込んだとしても、選果・こん包作業は同一選果場で作業することになることから栽培地検査を受検した果実と区分けすることは難しい（選果場側も分離して作業することは難しいと表明している）こと、
- ③ また、900 の園地のすべてについて栽培地検査を受検したとしても、検査で合格となった園地の果実と、そうでない果実の集荷・選果等を分離して行うことも非常に困難であること、
- ④ 輸出検査時に、栽培者名が確認されることが求められると共選での作業ができないこと、

など栽培地検査に係る事項が課題としてあげられた。

なお、2021 年にはこれらの課題が解決できず、生産者団体と調整ができなかったことから、輸出が断念された。

【支援等の内容】

本事例については、2021年6月に相談を受けた。当初は、栽培地検査の実施に関する相談であったが、カナダ向けブドウ生果実に係る検疫条件及び栽培地検査から収穫→選別・梱包、輸出検査の流れを説明すると、生産、収穫、調整段階での上記の課題があることが判明した。これらの課題を解決するには、生産者及び生産者団体等との調整が必要となり、これに時間を要し、栽培地検査申請の時期を逸したこともあり、2021年の輸出は断念せざるを得なかった。

専門家から相談者への説明をするに当たり、カナダの検疫当局のホームページにある「日本産ブドウ生果実の検疫要求事項」を精査したところ、

- ① 日本の検疫当局によってカナダへの輸出が承認された栽培地で生産されたもので、慣例的、科学的な防除により5種類の検疫病害虫（regulated pests）が付着していないものであること
又は
- ② くん蒸を実施し、植物検疫証明書に記載すること

2.15 Fresh grapes (*Vitis* spp.) from Japan

A phytosanitary certificate is required.

The shipment must be inspected at origin by the National Plant Protection Organization (NPPO) of Japan. No additional declaration is required but certification is based on freedom from:

- *Coniella diplodiella* (white rot)
- *Eupoecilia ambiguella* (European grape berry moth)
- *Guignardia baccae* (black rot of grape)
- *Phomopsis viticola* (phomopsis cane and leaf spot)
- *Popillia japonica* (Japanese beetle)

One of the following options must be met:

1. The grapes must originate from vineyards in Japan approved to export to Canada by the NPPO of Japan and where cultural practices and chemical controls are carried out to ensure freedom from the regulated pests listed above.

or

2. The grapes must be fumigated according to Treatment schedule 2 in [Treatment schedules for horticulture commodities](#). The phytosanitary certificate must show the treatment details.

https://inspection.canada.ca/plant-health/invasive-species/directives/horticulture/d-95-08/eng/1322413085880/1322413275292#a2_15

(カナダ検疫当局ホームページの記載)

とされており、栽培地検査及び栽培地検査に関する植物検疫証明書への追記は記載されていないことが判明した。

なお、同様に二国間協議に基づき輸出が認められているカナダ向け日本産リン

ゴ生果実に係るカナダ検疫当局のホームページでの検疫要求内容では、

① 収穫後消毒を実施し、植物検疫証明書へ記載する

又は

② 栽培中に袋がけをすること。日本の当局の勧告に従って慣行的・化学的な防除を実施すること。袋がけされた果実は検査・選別が行われること。袋がけが不十分な場合は収穫後の消毒を実施すること。これらの内容は証明書に追記すること

又は

③ 日本・カナダのシステムアプローチに基づき生産される。栽培地、こん包施設、貯蔵施設は登録すること。システムアプローチには、登録園地での検疫病害虫の発生率が低いことの確認、害虫防除、選別・等級付け、収穫後の措置、トレーサビリティ、汚染防止措置、検査及び証明。植物検疫証明書に追記をする。

とされている（農林水産省の「カナダ向け輸出リンゴ検疫実施要領」によれば、袋がけ、くん蒸及び低温処理を行わない場合は、生産園地の登録、栽培地検査、選果こん包施設の登録、輸出検査等を実施することとされているがこれらの条件は上記③に該当すると考えられる。）。

日本・カナダの二国間協議に基づき輸出検疫が実施されているブドウ及びリンゴ生果実について、カナダ検疫当局のホームページでの記載に違いがあることも踏まえ、支援事業事務局から我が国の検疫当局に対しカナダ向けブドウ生果実の検疫条件の確認、再整理を依頼した。

その結果、栽培地検査に関する条件は見直され、「園地・施設の登録、病害虫の発生調査、防除、選果・こん包の実施等及び輸出検査」が必要な条件とされた。

2022年7月、相談者に対し検疫条件が再整理されたこと、届出の際に防除指針及び防除暦の添付、生産園地の登録、登録園地からの輸出されることにより栽培地検査を必要としなくなったこと、検疫対象病害である房枯病については、農薬登録された薬剤がなく耕種的防除が進められているので、防除暦に記載がない場合、防除方針を提出することを伝えた。

【所感】

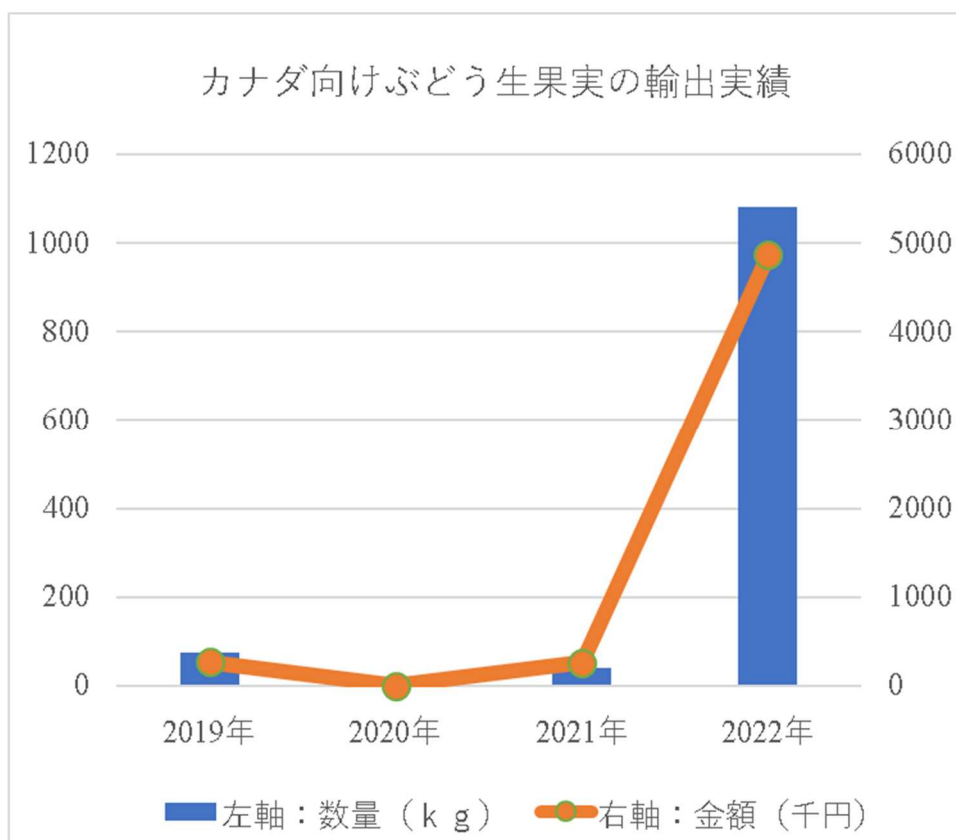
2022年、前年の課題がクリアされたことから、植物検疫条件に基づく手続きを経て無事輸出が行われた。また、財務省貿易統計によれば、2022年は2021年の27倍となった。

この事例では、少量の貨物であれば栽培地検査を受検して所定の手続きにより輸出できるものと考えられるものの、今回の相談のように大量の輸出には前述の

ように多大な栽培地での検査、選別実施上の課題が生じ、輸出が困難となった。しかし、支援事業事務局・専門家がカナダの公表している日本産ブドウ生果実の検査条件を確認したところ、我が国が公表している検査条件とカナダ検査当局が公表するリンゴ生果実の検査条件との間で違いがあることに気づき、我が国検査当局に整理を依頼できたことが、カナダ向けブドウ生果実の輸出増につながったものと考えている。

また、相談者によれば、今回の輸出において、カナダ検査当局によりカナダの輸入検査において条件確認のために荷物が止められたとのこと。これは、昨年までの提出書類と異なることを指摘されたもので、検査条件上何ら問題のないことで、多少時間を要したものの、輸入を認められたとのことであった。

輸出支援事業では、栽培地検査等課題となる条件の解決に向け取り組んでいく必要がある。なお、関係者によればカナダでのブドウ生果実販売については、他国との競合を強いられており、コンスタントな輸出に支障が生じることも懸念されている。



(財務省貿易統計 HP データから作成)